

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第18号

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則(昭和34年長野県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

行政システム改革チーム

長野県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第19号

長野県消防学校規則の一部を改正する規則

長野県消防学校規則(昭和43年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 基礎教育

第3条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 幹部教育

第3条第6号を次のように改める。

(6) 自衛消防等教育

第4条中「採用し又は任命した」を「採用した」に改め、「及び消防団員」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第5条を次のように改める。

(基礎教育)

第5条 基礎教育は、消防団員に対して行う消防事務に関する基礎的教育訓練とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(専科教育)

第5条の2 専科教育は、消防職員及び消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練とする。

第7条を削り、第7条の2中「第4条」を「消防職員及び消防団員に対して行う第4条」に改め、同条を第7条とする。

第8条の見出しを「(自衛消防等教育)」に改め、同条中「受託教育は、消防職員、消防団員」を「自衛消防等教育は」に、「の消防教育について、市町村長から委託を受けて行なう」を「に対して行う」に改める。

第9条第1項の表の現任教育の項を次のように改める。

基礎教育	その都度校長が定める。	その都度校長が定める。	別表第2に掲げるもののうち、校長が必要と認めるものとする。
専科教育	80人以内	2月以内	別表第3に掲げるもののうち、校長が必要と認めるものとする。

第9条第1項の表の幹部教育の項中「別表第2」を「別表第4」に改め、同表の専科教育の項を削り、同表中

受託教育

を

「**自衛消防等教育**」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第9条関係)

初任教育(初任科)の教科目

倫理 情操 法制通論 消防法 消防制度 服務と勤務 理化学 予防広報 危険物 消防用設備 査察 建築 安全管理 特殊災害と保安 火災防ぎよ 火災調査 防災 救急 消防機械・ポンプ 訓練式 消防活動訓練 救助訓練 機器取扱訓練 消防活動応用訓練 体育 実務研修 選択研修 行事その他
--

別表第3を削る。

別表第2の消防職員の項を次のように改める。

消防職員	幹部科	講話 訓練式 消防時事 消防財政 人事業務管理 安全管理 現場指揮 事例研究 行事その他
	上級幹部科	管理職の役割 業務管理 人事管理 危機管理 事例研究 行事その他

別表第2の消防団員の項中「倫理」を「講話」に、「救急・救助」を「防災 防災指導要領」に、「災害事例研究 砂防学」を「事例研究」に改め、同表を別表第4とする。

別表第1の次に次の別表を加える。

(別表第2)(第9条関係)

基礎教育の教科目

講話 訓練式 組織制度 ポンプ操作法 火災防ぎよ 防災 救急救助 緊急自動車運行管理 安全管理 行事その他

(別表第3)(第9条関係)

専科教育の教科目

区分	教科目
消防職員	警防科 講話 警防行政の現状と課題 防災 警防対策 消防戦術と安全管理 図上訓練 実技訓練 事例研究 健康管理 効果測定 行事その他
	特殊灾害科 講話 特殊灾害の概論 危険性物質等に係る基礎知識及び関係法令 特殊灾害に対する消防活動要領 特殊灾害における安全管理 図上訓練 効果測定 行事その他
	予防査察科 講話 予防査察行政の現状と課題 消防同意 査察 危険物規制 違反処理 査察実習 事例研究 効果測定 行事その他
	危険物科 講話 危険物行政の現状と課題 危険物化学 危険物規制 事例研究 効果測定 行事その他
	火災調査科 講話 原因調査関係法規 原因調査 損害調査 鑑定 調査実習 調査書類 事例研究 効果測定 行事その他
	救急科 救急業務及び救急医学の基礎 応急処置の総論 病態別応急処置 特殊病態別応急処置 実習 効果測定 行事その他
	救助科 講話 安全管理 災害救助対策 救急 救助器具取扱訓練 救助訓練 総合訓練 体育 効果測定 行事その他
消防団員	救急科 救急実技 行事その他
	操法科 ポンプ操作法 行事その他
	訓練式科 訓練式 行事その他
	ラッパ科 訓練式 ラッパ訓練 行事その他

附則

(施行期日)

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)
- 特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。
第9条中「昭和45年消防庁告示第1号」を「平成15年消防庁告示第3号」に改める。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第20号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。
(公務上の災害の範囲)

第2条の2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第1に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第2条の3 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

(1) 通勤による負傷に起因する疾病

(2) 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

第7条の3中「(昭和42年自治省令第27号)別表第2」を「別表第3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職 員 課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第21号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「狩猟者登録税(第89条)」を「削除」に、「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第2条第3号中「のうち県税の賦課徴収に関する事務に従事する者」を削る。

第40条中「第258条第2項」を「第700条の69第2項」に改める。

第52条の2を第52条の3とし、第52条第1項中「様式第68号」を「様式第68号の2」に改め、同条を第52条の2とする。

第2章第2節中第52条の2の前に次の1条を加える。

(法人の事業税の徴収猶予申請書等)

第52条 条例第38条の2第1項に規定する申請書は、法人事業税徴収猶予申請書(様式第68号)によるものとする。

2 条例第38条の2第2項に規定する規則で定める申請書の提出は、法人事業税徴収猶予期間延長申請書(様式第68号)に法第72条の38の2第5項に規定するやむを得ない理由があることを証する書類添えて行うものとする。

第60条の2第1項中「第72条の17第1項」を「第72条の49の8第1項」に改める。

第64条中「及び第8項」を「、第8項及び第10項」に改める。

第66条の6第1項中「若しくは第7項」を「、第7項若しくは第9項」に改め、同条第3項中「及び第8項」を「、第8項及び第10項」に改める。

第66条の7中「及び第8項」を「、第8項及び第10項」に改める。

第2章第8節を次のように改める。

第8節 削除

第89条 削除

第104条中「第700条の11の2第2項」を「第700条の14の3第2項」に改める。

第107条中「第128条第4項」を「第128条第5項」に改める。

第113条の見出し中「混和等」を「製造等」に改める。

第3章第3節を次のように改める。

第3節 狩猟税

(納付書等)

第116条の2 条例第142条の2前段に規定する狩猟税納付書は、様式第152号によるものとする。

2 条例第142条の2後段に規定する書面は、市町村長の発した狩猟税に係る証明書(様式第153号)によるものとする。

「 入猟税」を「 狩猟税」に改め、同様式の個人事業税用

の裏面及び個人事業税口座振替用の裏面中「第72条」を「第72条の2」に改める。

様式第10号の一般用の備考の2の表中「狩猟者登録税、」を削り、「入猟税」を「狩猟税」に改める。

様式第65号の表面を次のように改める。

(表面)

法人県民税の更正決定通知書

第 号
年 月 日

様

長野県 地方事務所長 団

地方税法 第55条・第72条の39・第72条の41 の規定により、県民税・事業税・加算金を下記のとおり更正（再更正）決定しました。
 第72条の41の2・第72条の46・第72条の47 不足税額及び加算金は指定納期限までに納付してください。

記

法人番号	事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	申告年月日	年 月 日
法人事業税			法人県民税		
摘要	課税標準	税率%	税額	摘要	税額
総額①		円		課標準額②	円
所年400万円以下の金額②				同上本県分⑤	
得年400万円超③				本県分法人税割額 (⑤× 100)	
金額年800万円以下の金額				外国の法人税額等の控除額⑦	
額年800万円超の金額又は軽減税率不適用④				仮装経理に基づく控除額⑧	
法人の金額合計⑤				利子割額の控除額⑨	
付合額⑥				差引法人税割額 (⑨-⑦-⑧)	
附加額⑦				既に納付の確定した法人税割額⑩	
資本等の金額⑧				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑪	
本県分⑨				既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑫	
取締人金額⑩				納付すべき法人税割額 (⑪-⑩+⑫)	
本県分⑪				均等割額⑬	
合計事業税額⑫ ⑤+⑦+⑨+⑪				既に納付の確定した均等割額⑭	
仮装経理に基づく事業税額の控除額⑬				納付すべき均等割額⑮	
課税免除額⑭				県民税額の合計額⑯	
既に納付の確定した事業税額⑮				⑯のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額⑰	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額⑯				⑯のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額⑱	
差引事業税額⑰ ⑫-⑬-⑭-⑮-⑯				再差引県民税額の合計額⑲	
⑰のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額⑱				利子割額⑳	
⑰のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額⑲				還付利子割額⑳	
再差引事業税額⑲ ⑰+⑱+⑲					
納加付す算べき金不申告加算金⑳					
過少申告加算金㉑					
重加算金㉒					
事業税額等の合計額					
	㉓				
延滞金控除期間事業税	年 月 日から		年 月 日まで		
及び控除対象税額県民税	年 月 日から		年 月 日まで		

指定納期限 平成 年 月 日

(備考) 特定信託の受託者である法人に通知する場合にあつては、この様式中「事業年度」とあるのは「計算期間」とするものであること。

様式第68号中「(第52条関係)」を「(第52条の2関係)」に改め、同様式を様式第68号の2とし、様式第67号の次に次の様式を加える。

(様式第68号)(第52条関係)

法人事業税徴収猶予(期間延長)申請書

年月日

長野県 地方事務所長 殿

申請者 所在地

法人名

代表者氏名

印

(電話番号)

長野県県税条例第38条の2第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予(の期間の延長)を申請します。

記

納付すべき税額等	事業年度	申告区分	納期限	納付すべき税額
	年月日から 年月日まで	確定・中間	年月日	円
納付すべき税額のうち徴収猶予(の期間延長)を受けようとする税額				円
徴収猶予(の期間延長)を受けようとする期間		年月日から 年月日までの間		
徴収猶予(の期間延長)を受けようとする理由				
納付計画	回数	納付予定期	納付予定期額	備考
	回	年月日	円	
	回	年月日	円	
	回	年月日	円	
	回	年月日	円	
	回	年月日	円	
担保の内容等				

様式第69号中「(第52条関係)」を「(第52条の2関係)」に改める。

様式第70号から様式第72号まで中「(第52条の2関係)」を「(第52条の3関係)」に改める。

様式第85号中「第40条の12の4第8項」の次に「、第40条の12の4第10項」を加え、同様式の注中「中小企業構造高度化施設等」を「中小企業集積活性化施設等」に改める。

様式第88号の9中「第7項」の次に「、第9項」を加え、「(中小企業構造高度化施設等)」を「(中小企業集積活性化施設等)」に改め、同様式の注中「中小企業構造高度化施設等」を「中小企業集積活性化施設等」に改める。

譲渡担保財産

施設建築物等

中小企業構造高度化施設等 「中小企業構造高度化施設等」「中小企業集積活性化施設等」

様式第90号の農地等 用中 を に改め、「第40条の12の4

換地

農地等

」 農地等

」

寄宿舎

現物出資に係る土地

第8項」の次に「、第40条の12の4第10項」を加え、同様式の注中「中小企業構造高度化施設等」を「中小企業集積活性化施設等」に改める。

様式第121号及び様式第122号を次のように改める。

(様式第121号) 及び (様式第122号) 削除

様式第142号の2中「第700条の11の2第1項」を「第700条の14の3第1項」に改める。

「特別徴収義務者」 を 「特別徴収義務者
納 稅 者」 に改める。

「特別徴収義務者」 を 「特別徴収義務者
納 税 者」 に改める。

様式第142号の5中「特別徴収義務者」を「特別徴収義務者又は納税者」に改める。

様式第145号中「第128条第4項」を「第128条第5項」に改める。

様式第152号及び様式第153号を次のように改める。

(様式第152号)(第116条の2関係)

狩猟税納付書			
長野県 地方事務所長 殿 (長野県知事)			年 月 日
狩猟者の登録を受ける者 住(居)所 氏名			
長野県県税条例第142条の2の規定により、狩猟税を下記のとおり納付します。			
記			
狩猟免許の種類	網・わな 第一種 第二種	狩猟を行う場所	一般獵区(初) 一般獵区(再) 放鳥獵区のみ
狩 猎 稅		交付年月日 番 号	
県税条例 第141条	第1項 第 号該当 第2項 第 号該当 円		狩猟者登録証
収入証紙欄		証紙の内訳	
		額面 円 券 枚	
		額面 円 券 枚	
		額面 円 券 枚	
		額面 円 券 枚	
		額面 円 券 枚	
		額面 円 券 枚	
		合 計	
			枚
			円

(注) 1 狩猟免許の種類欄及び狩猟を行う場所欄は、該当するものを○で囲んでください。

- 2 狩猟を行う場所欄の「一般獵区」とは、放鳥獵区以外の獵区をいい、狩猟者登録の有効期間に係る最初の登録において一般獵区の登録を受けたときは「一般獵区(初)」を、当該有効期間に係る最初の登録において放鳥獵区の登録を受けた後に一般獵区の登録を受けたときは「一般獵区(再)」を○で囲んでください。

(様式第153号)(第116条の2関係)

狩猟税に係る証明書

年月日

※

市町村長 殿

※ 住 所

※ 氏 名

下記の事項に該当する者であることを証明してください。

記

証明事項	年度県民税の所得割額を納付することを要しない者であること及び地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当しない者であること。
------	---

上記のとおり相違ないことを証明します。

年月日

市町村長

印

(注) ※印欄は狩猟者の登録の申請者が記入して下さい。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第104条、第107条及び第113条並びに様式第142号の2、様式第142号の3、様式第142号の4、様式第142号の5及び様式第145号の改正規定は平成16年6月1日から、様式第85号の改正規定(「中小企業構造高度化施設等」を「中小企業集積活性化施設等」に改める部分に限る。)、様式第88号の9の改正規定(「第7項」の次に「、第9項」を加える部分を除く。)及び様式第90号の改正規定(「第40条の12の4第8項」の次に「、第40条の12の4第10項」を加える部分を除く。)は中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成14年法律第146号)の施行の日から施行する。

(長野県収入証紙規則の一部改正)

- 2 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改める。

(財務規則の一部改正)

- 3 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改める。

税務課

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第22号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

(保育士試験)

第1条の2 知事は、法第18の8第2項の規定により保育士試験を行おうとするときは、その期日、場所その他保育士試験に関し必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

(保育士試験受験申請書)

第1条の3 省令第6条の11第3項の規定による申請は、次項に規定する申請書によりしなければならない。

2 省令第6条の12に規定する申請書は、保育士試験受験申請書(様式第1号)によらなければならない。

第2条中「様式第1号」を「様式第2号」に改める。

第18条から第21条までを次のように改める。

第18条から第21条まで 削除

第23条第2項中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

様式第2号を削り、様式第1号を様式第2号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第1号)(第1条の3関係)

受験番号

保育士試験受験申請書

年月日

長野県知事 殿

氏名

保育士試験を受験したいので、下記のとおり申請します。

記

本籍地 (都道府県名)				写真をはる欄 (縦4センチメートル×横3センチメートル)
住所	郵便番号()			
生年月日	年月日			
電話番号				
保育実習実技 試験選択科目				
一部免除申請欄	次の試験科目の受験を免除してください。			
	試験科目	証明書 発行年月日	証明書番号	証明書発行都道府県名 又は学校(施設)名
		・・		
		・・		
		・・		
		・・		
		・・		
		・・		
		・・		

(添付書類) 1 受験資格を証明する書類

2 一部免除を申請する者にあつては、一部免除に係る証明書類

(備考) 本籍地欄には、日本国籍を有していない者にあつては、その国籍を記載すること。

長野県収入証紙をはる欄
(消印をしないこと。)

様式第16号及び様式第17号を削る。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

青少年家庭課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成16年3月31日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第3号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「以下この項」を「次項」に改め、「(勤務開始日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、勤務開始日における給料及び扶養手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年長野県条例第50号)第1条の規定による改正後の一般職給与条例の規定による一般職員の給料及び扶養手当の月額の例によるものとした場合の職員の給料及び扶養手当の月額)」を削り、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 勤務開始日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年長野県条例第50号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職給与条例の規定の例によるものとした場合の」とする。

(2) 勤務開始日が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第4号)の施行の日における同条例による改正後の一般職給与条例の規定の例によるものとした場合の」とする。

第6条中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の135」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の140」に改める。

別表第1の2中 「

5,200円
6,600円

」 を 「

5,100円
6,500円

」 に、「8,600円」を「8,500円」に、「8,352円」を「8,298円」に、

「

9,900円
10,300円
11,000円
11,400円

」 を 「

9,800円
10,200円
10,800円
11,300円

」 に改める。

附 則

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

総務課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成16年3月31日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第4号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「佐久市」を「佐久市 東御市」に、「小県郡丸子町 同東部町」を「小県郡丸子町」に改める。

「別表第5中 「

小県郡丸子町 同東部町

」 を

「

東御市 小県郡丸子町

」 に改める。」

附 則

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

総務課

長野県企業局職員宿舎管理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成16年3月31日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第5号

長野県企業局職員宿舎管理規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局職員宿舎管理規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。

(様式第5号)(第8条、第9条の2関係)

宿舎入居承認書
自動車保管場所使用承認書

第号
年月日

宿舎管理者 団

下記のとおり宿舎の入居を承認します。
自動車保管場所の使用

なお、宿舎の使用については、長野県企業局職員宿舎管理規程を遵守してください。

記

- 1 宿舎の名称及び番号
- 2 所在地
- 3 自動車保管場所の番号 別添図示(番)のとおり
- 4 貸付料 月額 円
(内訳 宿舎貸付料 円・自動車保管場所貸付料 円)
- 5 入居指定年月日 年月日
- 6 自動車保管場所使用開始日 年月日

附 則

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

総務課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の上田教育事務所の項中 「小県郡 上田市」 を 「小県郡 上田市 東御市」 に改める。

別表第7の課の項中	主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理
	主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理
	指導主事	法第19条第3項に規定する職務及び課の特定事務

を

主幹教育支援主事	教育支援主事としての職務及び高度な教育支援主事の事務の総括掌理
主任教育支援主事	教育支援主事としての職務及び教育支援主事の事務の総括掌理
教育支援主事	法第19条第3項に規定する指導主事の職務及び課の特定事務

に改め、同表の教育振興課の項中

職員相談員	職員の相談
-------	-------

を

改革推進幹	教育改革の推進に関する事務の総括掌理
職員相談員	職員の相談

に改め、同表の保健厚生課の項の次に次のよ

うに加える。

人権教育課	子どもの権利保護 推進幹	子どもの権利の保護の推進に関する事務の総括掌理
-------	-----------------	-------------------------

別表第7の教育事務所の項中	主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理
	主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理
	指導主事	法第19条第3項に規定する職務及び課の特定事務

を

主幹教育支援主事	教育支援主事としての職務及び高度な教育支援主事の事務の総括掌理
主任教育支援主事	教育支援主事としての職務及び教育支援主事の事務の総括掌理
教育支援主事	法第19条第3項に規定する指導主事の職務及び課の特定事務

に改め、同表の体育センターの項中

「主任指導主事」 を 「主任教育支援主事」 に改める。

別表第8の教育機関の項中	専門幹	高度な専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務

を

専門幹	高度な専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
主幹教育支援主事	専門主事としての職務及び高度な専門主事の事務の総括掌理
主任教育支援主事	専門主事としての職務及び専門主事の事務の総括掌理
専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務及び教育機関の特定事務

に、

」

庁務技師	庁務に関する技術業務及び他の職に属する以外の労務
------	--------------------------

を

に改め、同表の総合教育センターの項中

】

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
主幹指導主事	専門主事としての職務及び高度な専門主事の事務の総括掌理
主任指導主事	専門主事としての職務及び専門主事の事務の総括掌理
専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務

を

】

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の生涯学習推進センターの項中

】

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
主任指導主事	専門主事としての職務及び専門主事の事務の総括掌理
専門主事	生涯学習に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務
社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項に規定する職務

を

】

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
------	-------------------

に改め、同表の青年の家の項から山岳総合教

】

育センターの項までを次のように改める。

青年の家	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
少年自然の家	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
山岳総合センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

教育振興課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県臼田高等学校の項中
「アパレルデザイン科衛生看護科」を

「アパレルデザイン科」に改め、同表の長野県木曾高等学校の項中

「普通科衛生看護科」を「普通科」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

高校教育課